

平成 29 年第 6 回玉城町議会定例会会議録（第 1 号）

- 1 招集年月日 平成 29 年 12 月 12 日（火）
- 2 招集の場所 玉城町議会本会議場
- 3 開 議 平成 29 年 12 月 12 日（火）（午前 9 時 00 分）
- 4 出席議員 （12 名）

1 番 前川さおり	2 番 井上 容子	4 番 竹内 正毅
5 番 中西 友子	6 番 北 守	7 番 坪井 信義
8 番 北川 雅紀	9 番 中瀬 信之	10 番 奥川 直人
11 番 山口 和宏	12 番 風口 尚	13 番 小林 豊
- 5 欠席議員 1 番 中村 長男
- 6 地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町 長 辻村 修一	副町長 小林 一雄	教育長 田間 宏紀
会計管理者 藤川 健	危機管理監・総合戦略課長 林 裕紀	総務課長 中村 元紀
税務住民課長 北岡 明	生活福祉課長 西野 公啓	産業振興課長 中世古憲司
建設課長 東 博明	教育事務局長 中西 元	上下水道課長 中西 豊
病院老健事務局長 田村 優	監査委員 中村 功	
- 7 職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 田畑 良和	同書記 宮本 尚美	同書記 上村 文彦
--------------	-----------	-----------
- 8 議事日程
 - 第 1 会議録署名議員の指名
 - 第 2 会期の決定
 - 第 3 諸報告
 - 第 4 議案第 6 1 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 29 年度玉城町一般会計補正予算（第 3 号））
 - 第 5 議案第 6 2 号 玉城町の条例の用字、用語、形式等の整備に関する特別措置条例の制定について
 - 第 6 議案第 6 3 号 町長、副町長及び教育長の給料並びに旅費等に関する条例の一部改正について
 - 第 7 議案第 6 4 号 玉城町職員の給与に関する条例の一部改正について
 - 第 8 議案第 6 5 号 玉城町公民館設置及び管理に関する条例の全部改正について
 - 第 9 議案第 6 6 号 平成 29 年度玉城町一般会計補正予算（第 4 号）

- 第10 議案第67号 平成29年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 第11 議案第68号 平成29年度玉城町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 第12 議案第69号 平成29年度玉城町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 第13 議案第70号 平成29年度玉城町病院事業会計補正予算（第1号）
- 第14 議案第71号 平成29年度玉城町下水道事業会計補正予算（第1号）

開 会 （午前9時00分）

開議の宣告

○議長（山口 和宏） ただ今の出席議員数は、12名で定足数に達しております。

よって、平成29年第6回玉城町議会定例会を開会します。

今期定例会に中村長男議員から会議規則第2条の規定に基づき欠席届が提出しておりますので、ご報告します。

開会にあたり、町長から定例会招集の挨拶があります。

町長 辻村修一君

○町長（辻村 修一） 平成29年第6回玉城町議会定例会開会にあたりまして挨拶をさせていただきます。

冒頭に去る10月末の台風21号では、記録的豪雨により大変な被害が発生したわけでした。被災されたみなさんに心からお見舞いを申し上げます次第でございます。

また、多くのみなさん方から物心両面にわたってご支援をいただきましたこと心から感謝を申し上げます次第でございます。非常事態でありまして、その対応につきまして、正副議長とも協議をしながら、また、議会でも3回にわたって、緊急協議をいただいて、支援策について、先行して進めさせていただいておるところでございます。昨日現在で、罹災証明発行の方々の92%の方が窓口の手続きにおいていただいとすると、こういう状況でございます。1日も早い復旧に向けて取り組んでいかなきゃならんと思っている次第でございます。本定例会では国の災害救助法、そして激甚災害指定に基づくものなどに対する災害復旧予算を主に計上をさせていただいているものでございまして、何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。開会にあたりましての挨拶とさせていただきます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（山口 和宏） これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は会議規則第127条の規定により議長において

1番 前川 さおり 君

2番 井上 容子 君

の2名を指名します。

◎日程第2 会期の決定

○議長（山口 和宏） 次に、 日程第2 会期の決定を議題にします。

お諮りします。

今期定例会の会期は、本日から12月20日までの9日間にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

「異議なし」と認めます。

したがって、会期は、本日から12月20日までの9日間に決定しました。

なお、会期中の会議予定につきましては、先般配布しました会期日程案のとおりですので、ご了承願います。

◎日程第3 諸報告

○議長（山口 和宏） 次に、日程第3 諸報告をします。

監査委員から、報告第12号 平成29年度定期監査結果報告書及び報告第13号 平成29年8月分ないし、平成29年10月分に関する例月出納検査の結果報告書の提出がありましたので、その写しをお手元に配布しました。

ご了承願います。

次に、議員の閉会中の辞職許可報告を行います。

北川雅紀議員から 平成29年12月31日をもって辞職したい旨の辞職願が12月6日に提出されましたので、同日付けで許可をしました。

以上で、諸報告を終わります。

◎日程4 議案の審議

○議長（山口 和宏） 次に、日程第4 議案第61号 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度玉城町一般会計補正予算（第3号）を議題にします。

町長より、提案理由の説明を求めます。

町長 辻村修一君

○町長（辻村 修一）平成29年度一般会計補正予算（第3号）の専決処分の承認を求めることについて、提案理由を申し上げます。

本議案は、専決処分についてご承認いただきたく報告するもので、歳入歳出それぞれ610万円を追加し、歳入歳出予算総額を57億3千880万5000円とするものであります。内容といたしましては、衆議院議員総選挙等が10月12日公示、10月22日執行されるため、必要な予算額を計上致したものであります。

これには、議会を召集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法

第 179 条第 1 項の規定により 10 月 2 日専決処分いたしましたものでございます。
なお、詳細は、副町長から説明させます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山口 和宏）副町長 小林一雄君

○副町長（小林 一雄）議案第 61 号 平成 29 年度玉城町一般会計補正予算（第 3 号）専決処分の承認を求めることについての補足説明を申し上げます。

予算書に添ってご説明を申し上げます。

（予算書朗読方々説明する）

○議長（山口 和宏）以上で、提案理由の説明は終わりました。

これから、本案に対する質疑、討論、採決を行います。

まず本案についての採決を行います。

発言を許します。

（「な し」の声あり）

質疑なしと認めます。

以上で本案に対する質疑を終了します。

これから討論を行います。

討論はありませか。

（「な し」の声あり）

これで、討論を終ります。

これから議案第 61 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 29 年度玉城町一般会計補正予算（第 3 号））を採決します。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

挙手全員です。

したがって、議案第 61 号 決処分の承認を求めることについて（平成 29 年度玉城町一般会計補正予算（第 3 号））は原案のとおり承認することに決定しました。

○議長（山口 和宏）次に、日程第 5 議案第 62 号 玉城町の条例の用字、用語、形式等の整備に関する特別措置条例の制定についてを議題にします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 辻村修一君

○町長（辻村 修一）議案第 62 号 玉城町の条例の用字、用語、形式等の整備に関する特別措置条例の制定について提案理由を申し上げます。

本議案は、平成 5 年に例規集の改版に伴う条例の整備に関する特別措置条例の制定後 24 年が経過し、現に効力を有する条例の用字、用語、形式等を統一表現に整備するため、

制定しようとするものであります。

なお、詳細は、総務課長から説明いたさせます。

よろしく申し上げます。

○議長（山口 和宏）総務課長 中村元紀君

○総務課長（中村 元紀） それでは、議案 62 号 玉城町の条例の玉城町の条例の用字、用語、形式等の整備に関する特別措置条例の制定について補足説明を申し上げます。

条例改正議案 3 ページをご覧ください。

第 1 条に趣旨として、現に効力を有する玉城町の条例の内容、効力等に変更の生じない限度において、用字、用語、形式等を整備することに関して、必要な事項を定めるものとしてございます。

第 2 条では、用字、用語、形式等を統一した表現に整備するために行う装置等を、第 1 号で用字及び用語の表現を。法令等における漢字に使用等について及び現在仮名使いに基づき改め、第 2 号で句読点の使い方、第 3 号で語句の表現を、第 4 号で、条、表、様式等の形式を一定の基準に適合するように改めるものがございます。

第 3 条では、その他の既存の条例中にある用字、用語、形式等で整理、統一その他の整備を必要とするものについては、その内容、効力等に影響を及ぼさない範囲内において整備するものです。

附則において、この条例は、公布の日から施行する。としてございます。

4 ページ申し上げます。

第 2 号で委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の委員の名称を社会教育教育委員兼公民館審議会委員に改めてます。現在、必要の無い、農業構造改善推進委員などの委員の項を削除しています。次の項以降につきましては、主だった点のみを説明させていただきます。

第 3 号では、玉城町指定地域密着型サービスの人員、設備、及び運営に関する基準を定める条例の第 4 節、運営に関する基準の次に、第 3 章の 2 といたしまして、地域密着型通所介護の章を追加し、5 ページの中段、第 1 節・基本方針、下段にございます、第 2 節、人員に関する基準。

8 ページのほうにあります第 3 節・設備に関する基準。

9 ページから第 4 節・運営に関する基準を 15 ページにかけて掲載してございます。

15 ページ中段から第 5 節・指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準を定めています。これにつきまして 22 ページまで記載されています。

23 ページから 27 ページにかけまして、第 60 条から 202 条までの必要な改正を行っています。

27 ページの上段をご覧ください。

第 4 号におきまして、玉城町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効率的な支援

の方法に関する基準を定める条例について改正を行ってございます。

第9条第1項中「第8条第19項」を「第8条第20項」に、同条第2項中「第8条第24項」を「第8条第25項」に改めています。

第39条におきましては、運営推進協議会と運営推進協議会の記録作成、公表の2項を追加するために項をずらしてございます。

第39条の次に第5項といたしまして、1項を加えてございます。次ページ以降、第86条までにつきましては、必要な改正を行っておるものでございます。

28ページ下段をご覧くださいと思います。第5号といたしまして、玉城町農業集落排水事業の分担金徴収条例に受益者に変更があった場合の項目を第8条として追加してございます。

次に第6号といたしまして、29ページの上段になるんですが、玉城町介護老人保健施設事業の設置等に関する条例について、法の財務規定等の適用の項目を第2条として追加してございます。第7号も同様に玉城町下水道事業の設置に関する条例に関しまして、法の財務規定との適用の項目を追加してございます。

29ページの最下段の第8号といたしまして、30ページにございます、平成5年に制定した玉城町例規集の改版に伴う条例の整備に関する特別措置条例以下の4条例を廃止するものでございます。

以上簡単ではございますが補足説明とさせていただきます。

よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山口 和宏）提案理由の説明は終わりました。

次に、日程第6 議案第63号 町長、副町長及び教育長の給料並びに旅費等に関する条例の一部改正について、及び、日程第7 議案第64号 玉城町職員の給与に関する条例の一部改正についてを一括議題にします。

町長より、提案理由の説明を求めます。

町長 辻村修一君

○町長（辻村 修一）議案第63号 町長、副町長及び教育長の給料並びに旅費等に関する条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

本議案は、国の人事院勧告を考慮し、一般職員の給与改定において勤勉手当の支給月数が引き上げ改正されたことに伴い、町長、副町長及び教育長についても同様の措置を講じたく、所要の改正を行うものであります。

ただし、今年度分については、引き上げを行いません。

なお、詳細につきましては、総務課長から説明させます。

次に、議案第64号 玉城町職員の給与に関する条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

本議案は、8月8日に提出されました平成29年人事院勧告に基づき、本町において

も職員の給与等について条例の一部改正を行い、国の法律に準ずる措置を行いたく、所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては、総務課長から説明いたさせます。

○議長（山口 和宏）総務課長 中村元紀君

○総務課長（中村 元紀）議案第 63 号 町長、副町長及び教育長の給料並びに旅費等に関する条例の一部改正について補足説明を申し上げます。

条例改正議案 33 ページ及び条例改正新旧対照表 1 ページをご覧くださいと思います。

今回の改正は人事院勧告により、勤勉手当の支給月数が上げられたことにより、一般職員においては、今年度からですが、特別職においては次年度の 4 月以降の支給分についての引き上げを行おうとするものでございます。

内容につきましては、新旧対照表をご覧くださいと解りよいかと思いますが、6 月支給分につきましては、100 分の 207.5 とあるものを 100 分の 212.5 に。12 月支給分につきましては、100 分 222.5 とあるものを 100 分の 227.5 に改正するものでございます。

以上簡単ではございますが、補足説明とさせていただきます。

続きまして、議案第 64 号 玉城町職員の給与に関する条例の一部改正について補足説明を申し上げます。

同様に条例改正議案及び新旧対照表のほうをご覧くださいと思います。

今回の改正におきましては、人事院勧告において、民間企業との格差を埋めるために俸給表の改正を行うとともに勤勉手当の支給月数を 0.1 月上げる勧告を出されたことにより、改正を行うものでございます。

第 1 条では、医師等の資格を持つ職員の初任給の調整が必要な場合の給与月額 41 万 3800 円を 41 万 4300 に上げるものでございます。

第 18 条第 2 項に定める勤勉手当の内容でございますが、平成 29 年 6 月に支給するものにつきましては 100 分の 85、12 月に支給する分につきましては 0.1 月を上乗せした 100 分の 95 にしようとするものでございます。

第 2 項につきましては、再任用職員についてのものでございます。平成 29 年 6 月支給分につきましては 100 分の 40、12 月支給分につきましては 0.05 を上乗せした 100 分の 45 にするものでございます。

附則第 13 項では、特別職員についての措置を同様の措置を講じるための改正をしてございます。

条例改正議案の 37 ページから 58 ページにかけて、それぞれの職種における給料表を改正をさせていただいてございます。

条例改正議案の 59 ページをご覧くださいと思います。

新旧対照表の 3 ページからを併せてご覧くださいと思います。

第2条といたしまして、附則で定め、特定職員に適用される項目を削除するとともに、第1条で改正した内容とは逆に6月及び12月に支給する割合を同じにし、100分の95にしようとするものでございます。

第2項の再任用職員につきましては同様に100分の42.5に改正をいたしております。附則において、施行期日、遡及適用などをうたっております。

以上簡単ではございますが、補説明とさせていただきます。

よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山口 和宏）提案理由の説明は終わりました。

次に、日程第8 議案第65号 玉城町公民館設置及び管理に関する条例の全部改正についてを議題にします。

町長より、提案理由の説明を求めます。

町長 辻村修一君

○町長（辻村 修一）議案第65号 玉城町公民館設置及び管理に関する条例の全部改正について提案理由を申し上げます。

本議案は、例規集の改版に伴う確認作業を行った結果、村山龍平記念館内施設等について、地方自治法第244条の2に基づく設置及び管理に関する条例が規定されていなかったため、これらを規定することに伴い、本条例の全部改正をしようとするものであります。

なお、詳細につきましては、教育委員会事務局長から説明いたさせます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（山口 和宏）教育委員会事務局長 中西 元君

○教育委員会事務局長（中西 元）議案第65号 玉城町公民館設置及び管理に関する条例の全部改正について補足説明を申し上げます。

今回の改正は、提案説明でも申し上げたとおり例規集の改版に伴う確認作業を行った結果、村山龍平記念館内施設及び奥書院の社会教育施設について、地方自治法第244条の2に基づく設置及び管理に関する条例が規定されていなかったため、従前の玉城町公民館設置及び管理に関する条例の全部を改め、それら社会教育施設を加え、新たに玉城町社会教育施設の設置及び管理に関する条例を制定するものでございます。

63ページをお願いいたします。

第1号では、町における社会教育の充実を図るため、社会教育法第24条の規定に基づく、公民館および社会教育施設を設置する規定を。

第2条で村山龍平記念館にあります玉城町郷土資料館と玉城町図書館、そして記念館の横にあります旧田丸城三の丸御殿奥書院を社会教育施設として追加規定してございます。

第3条以下、条文につきましては、中央公民館だけでなく他の施設も含めた社会教育施設とすることに関連する表現、例規集改版に伴う統一表現への整備により改正をいた

すものでございます。

以上簡単ではございますが、補足説明とさせていただきます。ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（山口 和宏） 提案理由の説明は終わりました。

次に、日程第9 議案第66号 平成29年度玉城町一般会計補正予算(第4号)ないし、日程第14 議案第71号 平成29年度玉城町下水道事業会計補正予算(第1号)を一括議題にします。

町長より 提案理由の説明を求めます。

町長 辻村修一君

○町長（辻村 修一） 議案第66号 平成29年度一般会計補正予算（第4号）について提案理由を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、台風21号による復旧復興の費用、及び年度末を見込んだ事業精査によるものです。

歳入歳出それぞれ6億5820万円を追加し、歳入歳出予算総額を63億9705千円とするものであります。

その概要を申し上げますと、歳入につきましては、地方特例交付金等の減額、国庫支出金、県支出金、寄付金、財政調整基金等からの繰入金、諸収入等の増額と町債の補正であります。

歳出につきましては、総務費では、台風で被災したため公用車の購入費の計上、及び人件費を減額補正しています。

民生費、社会福祉費では国民健康保険特別会計への繰出金の減額、心身障害者福祉費扶助費を増額計上しております。児童福祉費では、人件費の減額のほか、パート保育士賃金、保育所の必要経費を増額しています。災害救助費では、住宅応急修理工事請負費、災害見舞金等を計上しています。

衛生費では、投棄場跡地災害復旧費用、災害廃棄物の処理費用などを計上しています。農林水産費では農業集落育成交付金、農地中間管理機構協力金などを増額計上しております。

商工費では、観光情報発信・誘客促進業務委託料などを増額計上しております。

土木費では、道路新設改良費の測量設計委託料、道路改良等工事請負費などを減額計上しております。住宅費では町単独の被災住宅復旧工事補助金などを新規に計上しています。

消防費では、今回の台風21号に伴う時間外勤務手当、臨時職員賃金、水位計設置工事請負費、新型Jアラート機器購入費などを計上しています。

教育費では、小中学校の修繕料、備品購入費等の増額のほか、指定文化財修復工事請負費は最小限の増額にとどめています。

災害復旧費では、道路、河川、農業用施設、農地、林道用施設の災害復旧費用を新規に計上しています。

諸支出金では、公共下水道事業4条会計繰出金を減額計上しております。
なお、詳細は、副町長から説明させます。

次に、議案第67号 平成29年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ559万8000円を減額し、予算総額を18億2748万6000千円とするものであります。

歳入の主なものといたしましては、国庫補助金の増額、一般会計繰入金の減額等で、歳出では、玉城病院事業会計への繰出金を計上したほか、予備費を減額し調整を行ったものであります。

なお、詳細は、生活福祉課長から説明させます。

次に、議案第68号 平成29年度玉城町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ137万5000円を増額し、予算総額を8239万2000円とするものであります。

歳入といたしましては、精査による、分担金及び負担金の増額、繰入金の減額、繰越金の増額等で、歳出では農業集落排水事業費を増額するものです。

なお、詳細は、上下水道課長から説明をさせます。

次に、議案第69号 平成29年度玉城町介護保険特別会計補正予算（第3号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ186万5000円を追加し、予算総額を15億3957万5000円とするものであります。

歳入の主なものといたしましては、国庫支出金の減額、及び一般会計繰入金の増額等で、歳出では、総務管理費の増額、地域支援事業費の減額をしています。

なお、詳細は、生活福祉課長から説明いたさせます。

次に、議案第70号 平成29年度玉城町病院事業会計補正予算（第1号）について提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、資本金収入におきまして、国民健康保険調整交付金決定に伴い、他会計補助金432万円の新規計上及び企業債の500万円の減額を行い財源の調整をするものであります。

なお、詳細は、病院老健事務局長から説明をさせます。

次に、議案第 71 号 平成 29 年度玉城町下水道事業会計補正予算（第 1 号）について提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は建設改良工事費の精査に基づくもので、資本的収入では、企業債で 200 万円の増額、補助金で 1 千 972 万 3000 円の減額、負担金で 857 万 3000 円の増額で合計 915 万円の減額とし、資本的支出の建設改良費で同額の 915 万円を減額して、資本的収支の予算総額をそれぞれ 4 億 1820 万 8000 円とするものです。

なお、詳細につきましては、上下水道課長から説明をさせます。

○議長（山口 和宏） 副町長 小林一雄君

○副町長（小林 一雄） 議案第 66 号 平成 29 年度一般会計補正予算（第 4 号）について補足説明を申し上げます。

（予算書朗読方々説明する）

○議長（山口 和宏） 生活福祉課長 西野公啓君

○生活福祉課長（西野 公啓） 議案第 67 号 平成 29 年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について、補足説明を申し上げます。

（予算書朗読方々説明する）

続きまして、議案第 69 号 平成 29 年度玉城町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について、補足説明を申し上げます。

（予算書朗読方々説明する）

○議長（山口 和宏） 上下水道課長 中西 豊

○上下水道課長（中西 豊） 次に、議案第 68 号 平成 29 年度玉城町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）について補足説明を申し上げます。

（予算書朗読方々説明する）

続きまして、議案第 71 号 平成 29 年度玉城町下水道事業会計補正予算（第 1 号）について補足説明を申し上げます。

（予算書朗読方々説明する）

○議長（山口 和宏） 病院・老健事務局長 田村 優君

○病院・老健事務局長（田村 優） 議案第 70 号 平成 29 年度玉城町病院事業会計補正予算（第 1 号）について補足説明を申し上げます。

（予算書朗読方々説明する）

○議長（山口 和宏）提案理由の説明は終わりました。

以上で、本日の日程は 全部終了しました。

明日 13 日は、午前 9 時から本会議を開き、町政一般に関する質問を行いますから、定刻までにご参集願います。

本日は、これで散会します。

ご苦労さまでした。

(10 時 03 分 散会)